ご意見への市の考え

意見番号、

1 条例全体

意見　手話言語条例だけでいい。

市の考え　市としては、手話を使うろう者だけでなく、中途で聴覚に障がいを生じた人や障がい特性によりコミュニケーションが難しい人についても、その生活のしづらさが解消され、安心して豊かに生活できるまちとなることをめざしています。このため、障がいのある人もない人も、また障がいの特性の異なる人も相互に理解できることが必要と考え、手話言語と多様なコミュニケーション手段の利用促進についての条例案としています。

2 条例全体

意見　「手話言語条例」と「多様なコミュニケーション手段の利用促進によるやさしいまちづくり条例」の２つの条例を制定することを提案する。

市の考え　条例制定の目的は、全ての市民が人格と個性を尊重し、障がいのある人もない人も、また障がいの特性の異なる人も相互に理解できるまちの実現であり、1つの条例としています。

3 条例全体

意見　「手話言語条例」には、ろうあ連盟が求めている手話に関する５つの権利（手話言語法に求める５つの権利、①手話を獲得する、②手話で学ぶ、③手話を学ぶ、④手話を使う、⑤手話を守る）を明記すべきと考える。

市の考え　手話言語法に求める５つの権利は、国に求める内容であり、５つの権利のうち、市が事業を行うことで、手話言語の普及を図ることができる事項については、条例に規定し、事業を実施することとしています。

4 条例全体

意見　この条例には大変期待している。手話という言語を普及するだけでなく、ろう者の言語であり、英語やフランス語、日本語と同等の言語だということを社会に拡めたいと思っている。

市の考え　障害者基本法にも、手話が言語と位置付けられていますが、ろう者にとって手話がどの様なものか認識を深める必要があると思います。条例制定に併せ、パンフレットの作製、市民や小学生を対象とした学習会の開催を予定しており、その機会を捉え、手話が言語であることを広く市民に普及したいと考えています。

5 条例名

意見　「障がい者（障害者）」という言葉を入れて欲しい。

市の考え　プロジェクト（※）での意見として、「コミュニケーション手段は、障がいのある人だけでなく、受け止める相手にとっても必要であり、『障がい者』は無い方がいい。」との意見を尊重し、「障がい者」という言葉は入れないこととしました。

コミュニケーションは、双方向で理解しあうことが必要であり、この条例は障がいのある人だけでなく全ての市民を対象とすることとし、「障がい者」という言葉を入れていません。

6 条例名

意見　条例名が長い。

市の考え　今回の条例は、その趣旨を伝えることが大切であり、内容が伝わるためには、このままの名称としたいと考えています。

7 前文

意見　「独自の体系と文法を持つ言語」の「言語」の部分を「非音声言語」として欲しい。市の考え　手話は、音声言語の日本語と異なり、手指や体の動き・表情などを使い、視覚的に表現する独自の体系と文法を持つ非音声の言語であるため、ご意見を踏まえ、「非音声言語」とし、音声言語と異なることを明確に表現することとしました。

8 前文

意見　『広く「手話が言語である」ことを普及する必要がある。』という部分について、『「手話が言語である」ことを普及し理解を進める必要がある』という記述に変えて欲しい。

市の考え　手話は、ろう者が物事を考え、意思疎通を図るために守り受け継いできた生きた言語であり、手指や体の動き・表情などを使い、視覚的に表現する独自の体系と文法を持つ言語として認識を深める必要があると考えており、理解したということだけではなく、手話が言語であると、市民に認められることが必要と考え、「言語として認識を深める」という表現を使っています。市では、ろう者の障がい特性を周知し、手話が言語であることを普及することが重要と考えており、市民や小学生を対象とした学習会の開催など各種事業を実施することで、認識を深められるよう、普及に努めたいと考えています。

9 前文

意見　『すべての市民が、手話が言語であること』の部分について、手話が言語であるは、「」（かぎかっこ）をつけて欲しい。

市の考え　この前文には、手話は言語であるという部分が明確になるように段落を分けて記載しており、ご指摘の部分の前段で、「」（かぎかっこ）を付け、強調しております。このため、ご指摘の部分には「」（かぎかっこ）をつけていません。

10 前文

意見　「本市を訪れる多様な人々」とは、誰のことか。

市の考え　観光などの目的で本市を訪れる人を想定しています。

11 前文

意見　「ひとりひとりが笑顔になるやさしいまちはつかいち」は唐突すぎる。

市の考え　第３次廿日市市障がい者計画の基本目標「ひとりひとりが笑顔で暮らせるまち　はつかいち」にやさしいを加えています。条例のイメージということでこのように表現しています。

12 第１条

意見　「この条例は、手話が言語であること」の後に「普及」ではなく「理解を進める」または、「認識を深める」に変えて欲しい。（以下の条文（第３、４、８、９条）の同じ表現の部分全てを変えて欲しい。）

市の考え　国が障害者基本法に「手話を言語」として規定し法律上位置付けられましたが、まだ、広く認識された状況に至っていません。市の役割は、地域社会で認識が深まるよう、普及に努めることであり、普及することで、ろう者への理解が進むと考えています。認識を深めるために、教育機関等で講習会を実施する予定としており、普及に努めて行きたいと考えています。

13 第１条

意見　「手話を習得し」という部分は、誰を指しているのかわからない。

市の考え　条例は、全ての市民、事業者を対象とした条例です。手話を取得するという部分も全ての市民を対象と考えています。

14 第１条

意見　長くて、わかりにくい。

市の考え　条文は、基本的に、１センテンスとされており、特に第1条は、目的を明確にするために、前半で条例の枠組みを、後半でめざすまちの姿を規定しています。

15 第１条

意見　「多様なコミュニケーション」より「障害者のコミュニケーション」の方がいい。（以下の条文（第１、３、４条）の同じ表現の部分全てを変えて欲しい。）

市の考え　障害者の記載については、５番の条例名の説明と同様に記載しないこととしています。

16 第２条

意見　（１）としてろう者の定義を加えて欲しい。

市の考え　条例本文に「ろう者」の記述が無いため、ろう者の定義は行っていません。

17 第２条

意見　（３）「手話」を「独自の言語としての手話」として欲しい。

市の考え　前文は、全ての条例に規定されるものではありませんが、条文で表しきれない、条例制定の背景、理念や想いを記載しています。前文に同様の表現があり、条文では簡潔に表すこととしています。

18 第２条

意見　（４） コミュニケーション支援者　について、「手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、朗読、盲ろう者向け通訳及び介助その他の障がいのある人への伝達補助等を行う者をいう。」という部分について、それぞれの表記の後に「者」を入れて欲しい。

市の考え　資格や登録を要するものではないため、このような表現にしています。

19 第２条 「盲ろう者向け通訳及び介助」の「及び」を「・」にして欲しい。

市の考え　条例は、法制執務のルールに沿った表現を用いており、当該部分では「及び」を用いるのが適当と考えています。

20 第３条

意見　「手話が言語であることの普及」という部分を、「ろう者とは独自の言語体系を持つ文化的少数者であって、手話言語はろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた言語であるという認識のもとに普及されなければならない。」というように、説明を入れて欲しい。

市の考え　前文に同様の趣旨を掲載しているため、条文では簡潔に表すこととしています。

21 第３条

意見　「手話は独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であるという認識のもと普及される」という文章を入れて欲しい。

市の考え　前文に同様の趣旨を掲載しているため、条文では簡潔に表すこととしています。

22 第４条

意見　市の責務として財政上の措置を明記して欲しい。

市の考え　条例制定以前から、手話相談員の設置やタブレットを利用した手話相談事業などを行っています。財政上の措置は条例には規定していませんが、条例制定に併せ各種事業を実施することとし、準備を進めています。

23 第８条

意見　第１項（１）と（２）を入れ替えて欲しい。

市の考え　まず、推進することが必要と考え、第1項としています。

24 第８条

意見　第３項について、市の施策の実施状況の点検及び見直しを「定期的に」行うこととして欲しい。

市の考え　実施事業の点検等を行う体制については、少なくとも年に１度実施したいと考えています。

25 第９条

意見　第１項（１）と（２）の順番を変えて欲しい。

市の考え　ご意見を踏まえ、順番を変更することとしました。

26 第１０条

意見　第３項について、「聴覚に障がいのある人が乳幼児期から」の表現中「聴覚に障がいのある人」を「ろう児」「聴覚に障害を持って生まれたこども」に、または、「聴覚に障がいのある人が乳幼児期から」を「ろう児が生まれた時から」に変更して欲しい。

市の考え　ご意見を参考に「聴覚に障がいのある子ども」に変更することとしました。

27 第１１条

意見　「必要な措置を講ずるよう努める」を「必要な措置を講ずる」として欲しい。

市の考え　措置の中で、例えば、養成講座等は、広島県等が実施しているものもあり、努めるとしています。

28 第１２条

意見　第１項「発信するよう努める」を「発信する」として欲しい。

市の考え　社会情勢の変化に対応し、発信方法について引き続き研究に努めたいと考えています。

29 第１２条

意見　第２項「情報発信及び意思疎通への支援を行うよう努める」の「支援を行うよう努める」という部分を「支援を行う」をとして欲しい。

市の考え　災害に関する情報については、市民に迅速、正確に情報を伝達するため、「防災行政無線」、「はつかいち安全・安心メール（登録制）」、「市ホームページ」、「ＦＭはつかいちの緊急割り込み放送」等の様々な情報伝達手段を確保しているところです。

しかしながら、災害時には、情報の伝達が迅速性、正確性を欠くことや最悪の場合は、通信交通網が途絶えることも考えられることから「努める」としています。

制度や手法など、確立されていない内容や、状況により最善を尽くすが通常通り対応できないことが想定される場合は、努めるという表現にしました。これらのことから、ご意見を踏まえ、「情報を発信するとともに、意思疎通への支援を行うよう努める」に変更することとしました。